

徳島県告示第六十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和七年二月四日

徳島県知事 後藤田 正 純

名称	所在地	名称	所在地	サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
医療法人道志社	徳島市大原町余慶一番一	訪問看護ステーションアйна	徳島市大原町千代ヶ丸一四六番地	介護予防訪問看護	令和六年十一月二十六日	令和六年十二月三十一日
株式会社Be Brave	大阪市福島区福島七丁目三 一八 第一住建福島駅前 ビル五階	訪問看護ステーションビブレ藍住	板野郡藍住町奥野字原八六 一 ロマンスハイター〇 三	同	同 二十八日	同
医療法人村山内科	三好市池田町サラダ一七九 五番地一	村山内科	三好市池田町サラダ一七九 五番地一	同	同 十二月三日	同